

平成23年度行政業務システム連携推進事業（行政業務システムと民間事業者との連携推進）
終了評価会議事概要

1. 評価会開催日

平成24年7月20日（金）

2. 場所

総務省 1002会議室

3. 評価委員（敬称略、五十音順）

座間 敏如 内閣官房情報通信技術（IT）担当室電子政府推進管理補佐官

須藤 修 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長

廣川 聡美 横須賀市副市長

4. 議事次第

- （1） 終了評価の進め方等について
- （2） 受託者によるプレゼンテーション及び質疑
- （3） 終了評価
- （4） 評価とりまとめ

5. 資料

- ・平成23年度 行政業務システム連携推進事業（行政業務システムと民間事業者との連携推進）
終了評価会 開催要綱（資料1）
- ・終了評価について（資料2）
- ・終了評価の結果（資料3）

6. 評価結果

平成23年度行政業務システム連携推進事業（行政業務システムと民間事業者との連携推進）の受託者である国立大学法人九州大学と株式会社エヌ・ティ・ティ・データの事業成果について、上記の通り外部有識者からなる事業評価会を開催し、「終了評価について（資料2）」に基づき評価を行った。評価結果は資料3のとおり。

平成23年度「行政業務システム連携推進事業
(行政業務システムと民間事業者との連携推進)」
終了評価会 実施要綱

1 目的

平成23年度「行政業務システム連携推進事業（行政業務システムと民間事業者との連携推進）」（以下「官民連携推進事業」という。）の成果の評価等について、専門的かつ中立的な見地から意見を聴取するため、外部専門家等で構成される評価会を実施する。

2 事務

評価会は、以下の各事項について、総務省に対して意見を述べることを事務とする。総務省は、評価会の意見を参考にするものとする。

- (1) 平成23年度官民連携推進事業に対する評価
- (2) その他行政業務システムと民間事業者との連携推進に関する事項

3 評価会の構成

- (1) 評価会は、総務省が外部の専門家及び有識者から選定する評価委員（以下「評価委員」という。）により構成する。
- (2) 評価委員は別紙1のとおりとする。
- (3) 評価委員の任期は、評価委員を承諾した日から平成24年8月31日までとする。
- (4) 前項の規定に関わらず、総務省が必要と認めるときには、別に期間を定めることができる。
- (5) (3) 及び (4) の規定に関わらず、評価委員本人の申し出に基づき評価会への参加期間の短縮又は参加の辞退ができるものとする。
- (6) (3) 及び (4) の規定に関わらず、評価委員としての任務遂行に十分な能力を有していないと認められる場合、あるいは、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など、評価委員に相応しくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、特に本人の了解を得ずとも、総務省は、評価委員の評価会への参加を取り消すことができるものとする。

4 評価委員に対する遵守規定

- (1) 評価委員は、別紙2に掲げる利害関係にある事業受託者（以下「利害関係者」という。）の事業成果の評価を、原則として行うことはできない。ただし、評価

委員が利害関係者の事業成果を評価することについて、総務省がその公平性を認める場合にはこの限りではない。

- (2) 評価委員は、評価会以外の場合、他の評価委員や受託者に対し、情報あるいは示唆を与えるような直接的な働きかけ又は間接的な働きかけを一切してはならない。
- (3) 評価委員は、本項(1)又は(2)の規定に抵触する行為を行うおそれがあるときは、速やかに庶務担当に報告しなければならない。
- (4) 評価委員は、評価委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
- (5) 評価委員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
- (6) (1)から(5)までの規定に違反が認められた場合、総務省は評価委員の評価会への参加を取り消すことができる。
- (7) 前項に加え、その内容が著しく悪質と認められる場合、総務省はその経緯等に関する情報を公開することができる。

5 会議等の公開

- (1) 評価会での評価委員の発言内容が公になると、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、会議は非公開とする。ただし、議事概要は事後速やかに公表する。
- (2) 配付資料その他の関連資料は原則事後速やかに公表する。ただし、庶務担当と評価委員が協議し、必要と認めるときにはこれを公表しないものとすることができる。
- (3) 上記(2)により公表しないものとした配付資料その他の関連資料は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき取り扱う。

6 その他

- (1) 評価会の庶務は、総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課が行う。
- (2) その他必要な事項は、評価会において別に定める。

平成23年度「行政業務システム連携推進事業
(行政業務システムと民間事業者との連携推進)」
評価委員名簿

(敬称略、五十音順)

座間 敏如	内閣官房情報通信技術（IT）担当室 電子政府推進管理補佐官
須藤 修	東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長
廣川 聡美	神奈川県横須賀市副市長

利害関係にある事業受託者とは次の者をいう。

- 1 評価委員が参画する事業を受託した者
- 2 評価委員が実施又は関与する事業と市場において直接競合することが自明である者
- 3 評価委員が所属する組織（学術機関にあつては同じ部署）又は密接に関係する組織と市場において直接競合することが自明である者
- 4 評価委員と事業責任者、代表責任者又は実施責任者が以下の関係である者
 - （1）同じ組織（学術関係にあつては同じ部署）又は機密に関係する組織に属する場合
 - （2）債権債務関係
 - （3）六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族
- 5 前各号の他、評価委員が自ら密接な利害関係にあると判断する者

平成 23 年度行政業務システム連携推進事業（行政業務システムと民間事業者との連携推進）終了評価について

○次のとおり、評価の指標は 5 通りとし、各基準に対応する評価の指標は 10 段階とする。

評価の基準	評価の指標		備考
	項目別	合計 (60 点満点)	
非常に優れている (S)	9～10	54～60	評価の判定理由の欄には、評価基準に照らし、左記の評価を行った理由を簡潔に記載する。
優れている (A)	7～8	42～53	
普通 (B)	5～6	30～41	
やや劣っている (C)	3～4	18～29	
劣っている (D)	0～2	0～17	

○次の評価項目における評価の基準について、以下の考え方にに基づき、配点する。

評価項目	評価の考え方	配点
① 業務プロセス案及び連携データ項目の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースケースの選定は的確であったか。 ・現状業務分析、業務プロセス案、連携データ項目等は明確になっているか。 ・検討結果は、民間事業者等にとって有効なものとなっているか。 	10点
② 情報連携に必要な機能の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連携に必要な機能が十分に洗い出されているか。 ・各機能について十分な検討がなされ、機能要件が明確になっているか。 ・検討結果は、民間事業者等にとって有効なものとなっているか。 	10点
③ 業務プロセスフローの制御方法等の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースケースの選定は的確であったか。 ・複数の業務プロセスを連携させるための制御方法等について十分な検討がなされているか。 ・検討結果は、民間事業者等にとって有効なものとなっているか。 	10点
④ 運用検証等の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・運用検証の方法は的確であったか。 ・運用検証の成果及び問題点は明確になっているか。 ・検証結果は、民間事業者等にとって有効なものとなっているか。 ・今後に向けた課題は十分に明確化され整理されているか。 	10点
⑤ 事業の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施した事業内容に照らして、使用した事業経費が的確であったか（費用対効果）。 	10点
⑥ 総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①～⑤の評価内容を総合的に勘案して、有益性を評価する。 ・以上の項目では評価が困難な内容についても、併せて評価する。 	10点
合計		60点

終了評価結果(国立大学法人九州大学)

評価項目		回答者1		回答者2		回答者3		平均		主なコメント
①	業務プロセス案及び連携データ項目の明確化	B	6	S	9	S	9	A	(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・総じて的確であり、その結果として今後の課題もあぶりだされている。 ・詳細な検討が加えられている。あるべき姿を描きながら検討を進めているので、アプローチが適切である。 ・ユースケースが明確であり、連携の内容もわかりやすい。ただし民間事業者の参加が少ないため、有効性について判断するには不十分である。
②	情報連携に必要な機能の明確化	A	8	A	8	S	9	A	(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構成、技術仕様についても適切な検討がなされている。その結果として、連携サーバー(中間的サーバー)が必要なことも明らかになっている。また、制度面、組織面の課題も明らかになっている。 ・機能については明確に定義されているが、わかりやすさに欠けるため、今後の取組みの中で整理が必要。類似性の高い機能を共通化していることから、有効性には期待できる。
③	業務プロセスフローの制御方法等の明確化	A	8	S	9	S	10	S	(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な検討を行い、今後の対処方針を策定している。 ・広がりのある選定であり、地域政策全般に参考になる。 ・ユースケースは民間事業者や自治体と選定したものであり、アンケートの結果を参照しても適切であったと思われる。ただし民間事業者にとっての有効性については疑問視されている点もある。
④	運用検証等の有効性	B	6	S	9	S	9	A	(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの参加者による検証は、非常に有意義なものであると思う。 ・運用検証も実運用を考えたものであり、システムとテクノロジーをよく理解したものである。そこから導出される課題群も的確である。 ・運用期間が短いため、十分な検証が行われたとはいえない。しかし短期間にもかかわらず多くのアンケートを回収できていることから、問題なく運用できたと評価できる。最終的には制度も含め、セキュリティ面の懸念を払拭する必要がある。
⑤	経済的効率性	A	8	A	8	S	9	A	(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的に低価格であるため、その点は評価できる。短時間で多くの実証実験を完了できた点も評価できる。 ・多くの参加者を対象に十分な検討が付け加えられている。費用対効果が高いと思われる。 ・妥当なものとする。効果を考えると、費用は非常に小さい。
⑥	総合評価	A	8	S	9	S	10	S	(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度が確定していない中での実証実験としては十分であると評価できる。 ・多くの分野にわたり、多様な視点からの検討が加えられている。今後の実装レベルへの展開が楽しみである。 ・総じてスケール、地域振興、マイナンバーの活用の可能性について、インプリケーションの豊かなものであり、大いに政策立案に参考となるものである。今後も注目している。
合計(60点満点)		A	44	A	52	S	56	A	(51)	

※平均については、小数第1位を四捨五入

終了評価結果(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)

評価項目		回答者1		回答者2		回答者3		平均		主なコメント
①	業務プロセス案及び連携データ項目の明確化	A	8	A	7	A	7	A	(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分析などについて適切な検討がなされている。 ・ユースケースが明確であり、連携の内容もわかりやすい。民間事業者にとって有効かどうか、やや疑問に思う点が多かったようであるが、制度面の問題もあるので今後の課題と思われる。
②	情報連携に必要な機能の明確化	B	6	B	6	B	6	B	(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討課題として選定された機能要件については、明確にされている。 ・メタデータに関する検討が欲しかった。 ・一連の業務がカバーされているので機能は十分と思われるが、要件等の技術的な詳細化については記載されていないため評価できない。
③	業務プロセスフローの制御方法等の明確化	A	8	A	8	A	7	A	(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・妥当である。年金のユースケースについては、国民にとって最も重要なものの一つである。 ・ユースケースは民間事業者や自治体と選定したものであり、アンケートの結果を参照しても適切であったと思われる。ただし民間事業者にとっての有効性については疑問視されている点もある。
④	運用検証等の有効性	B	6	A	7	B	6	B	(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等を活用し、それを極力反映させようと努力した点は評価すべきである。 ・運用期間が短いため、十分な検証が行われたとは言いがたい。しかし短期間にもかかわらず多くのアンケートを回収できていることから、問題なく運用できたことと評価できる。最終的には制度も含め、セキュリティ面の懸念を払拭する必要がある。 ・もう少し踏み込んだ検討も可能であったのではないかと。
⑤	経済的効率性	B	6	B	6	B	5	B	(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・効果を考えると概ね妥当であるが、少し人件費が高い印象もある。 ・多くのメンバーで検討を行って、成果をまとめたアンケートも相当数実施しており、妥当ではあるが、少しソフト外注費が高い印象がある。 ・全体的に高額であるため、特に高い評価とはならない。短時間で多くの実証実験を完了できた点は評価できる。
⑥	総合評価	A	8	A	7	A	7	A	(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・設定された課題に関してはよく検討されている。 ・プロセスオーナーに関するコンセプトは、大いに参考になる。 ・次の段階へのステップとして評価できる。今後のアプローチの方法論に踏み込むと、更に高評価であった。 ・法制度が確定していない中での実証実験としては十分であると評価できる。
合計(60点満点)		A	42	B	41	B	38	B	(40)	

※平均については、小数第1位を四捨五入